

○神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年3月31日条例第9号）

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

昭和44年3月31日  
条例第9号

改正	昭和47年3月31日条例第25号	昭和48年3月31日条例第24号
	昭和49年3月30日条例第20号	昭和50年12月27日条例第49号
	昭和52年3月31日条例第14号	昭和56年3月31日条例第10号
	昭和57年3月30日条例第17号	平成2年10月16日条例第34号
	平成11年2月5日条例第1号	平成12年6月20日条例第52号
	平成15年2月7日条例第1号	平成16年3月30日条例第24号
	平成17年1月21日条例第4号	平成17年10月18日条例第99号
	平成18年3月31日条例第23号	平成20年7月22日条例第40号
	平成21年7月17日条例第64号	

神奈川県在宅重度障害者手当支給条例をここに公布する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

題名改正〔昭和47年条例25号〕

（目的）

第1条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和47年条例25号〕

（定義）

第2条 この条例において「重度障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下この条において「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下この条において「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この条において「政令」という。）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者。ただし、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日がいずれも65歳に達した日以後である者（65歳に達した日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下この条において「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条において「更生相談所」という。）の判定により知的障害者とされた者を除く。）を除く。
- (2) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者（65歳に達した日以後に初めて知的障害者とされた者を除く。以下この条において同じ。）のうち、知能指数が50以下とされた者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35以下とされた者
- (4) 次のいずれにも該当する者
  - ア 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が3級である者として記載されている者
  - イ 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者
  - ウ 児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35を超え

50以下と判定された者

- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条に規定する障害児福祉手当（以下「障害児福祉手当」という。）又は法第26条の2に規定する特別障害者手当（以下「特別障害者手当」という。）の支給を受けている者。ただし、65歳に達した日以後に初めて特別障害者手当の支給を受けた者（障害児福祉手当の支給を受けた者、65歳に達した日前に身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者を除く。）を除く。

全部改正〔昭和47年条例25号〕、一部改正〔昭和49年条例20号・平成11年1号・17年4号・99号・21年64号〕

（支給要件）

第3条 県は、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、重度障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該重度障害者等に対しては、支給しない。

(1) 手当の支給年度の8月1日（以下「基準日」という。）において前条第1号から第4号までのいずれにも該当せず、かつ、基準日の属する月の分の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けなかつたとき。

(2) 基準日において、県内に引き続き6月以上住所を有していないとき。

(3) 手当の支給年度の前年度の8月1日から基準日の前日までの間に、同日において20歳未満の重度障害者等にあつては法第17条第2号に規定する施設に、同日において20歳以上の重度障害者等にあつては法第26条の2各号に規定する施設に継続して3月を超えて入所又は入院したとき。

一部改正〔昭和47年条例25号・49年20号・50年49号・56年10号・57年17号・平成2年34号・11年1号・12年52号・15年1号・16年24号・18年23号・21年64号〕

（手当の額）

第4条 手当は、年度を単位として支給するものとし、その額は、6万円とする。

全部改正〔平成21年条例64号〕

（認定等）

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、規則で定めるところにより、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、受給資格者が申請することができない事情があるときは、当該受給資格者の配偶者、親権者その他当該受給資格者を介護している者（以下「介護者」という。）が代わつて申請することができる。

- 3 知事は、受給資格者又は介護者が、正当な理由がなく、第13条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、第1項の認定を行わないことができる。

- 4 第1項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

一部改正〔昭和49年条例20号・平成21年64号〕

（手当の支給、支払期月等）

第6条 手当は、受給資格者が前条第1項の規定による認定を受けた日の属する年度から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する年度（同日がその属する年度の8月1日前である場合は、当該年度の前年度）まで支給する。

- 2 前項の手当は、毎年度1月に支払う。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 3 受給資格者が第1項の手当を受領することができない事情があるときは、当該受給資格者の介護者が代わつて受領することができる。

一部改正〔昭和48年条例24号・49年20号・平成21年64号〕

（支給の制限）

第7条 手当は、受給資格者の基準日が属する年の前年の所得が、法第20条の規定により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。次条において「政令」という。）第7条で定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

追加〔平成21年条例64号〕

第8条 手当は、受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の基準日が属する年の前年の所得又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの基準日が属する年の前年の所得が、法第21条の規定により政令第8条において準用する政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

追加〔平成21年条例64号〕

第9条 前2条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、受給資格者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあつては障害児福祉手当の、同日において20歳以上の者である場合にあつては特別障害者手当の例による。

追加〔平成21年条例64号〕

第10条 手当は、受給資格者又は介護者が、正当な理由がなくて、第13条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、支給しないことができる。

追加〔平成21年条例64号〕

第11条 手当の支給を受けている者（第5条第1項の規定による認定を受けた者であつて、第7条又は第8条の規定により手当の支給を受けていないものを含む。以下同じ。）又は介護者が、正当な理由がなくて、次条第1項の規定による届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

追加〔平成21年条例64号〕

（届出義務）

第12条 手当の支給を受けている者又は介護者は、規則で定めるところにより、毎年、当該手当の支給を受けている者の現況について、知事に届け出なければならない。

2 手当の支給を受けている者又は介護者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔昭和49年条例20号〕、一部改正〔平成21年条例64号〕

（調査）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、受給資格者又は介護者に対して、受給資格の有無を決定するために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、介護者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、それを提示しなければならない。

一部改正〔昭和49年条例20号・平成21年64号〕

（不正利得の返還）

第14条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があつたときは、知事は、支給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

一部改正〔昭和49年条例20号・平成21年64号〕

（手当の支払の調整）

第15条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払とみなすことができる。

追加〔平成21年条例64号〕

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和49年条例20号・平成21年64号〕

附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、昭和44年度に支給する手当で昭和44年7月に支払うべき分は、同年9月又は11月に支払うものとする。

一部改正〔昭和52年条例14号・57年17号〕

- 3 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成21年条例64号〕

附 則（昭和47年3月31日条例第25号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第24号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の属する年度において、改正前の第5条第1項の規定により受給資格者が受けた認定は、改正後の同項の規定により受けた認定とみなす。

附 則（昭和50年12月27日条例第49号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年4月1日において神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「手当」という。）を受ける資格を有しない者について、同日後にこの条例による改正後の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定が適用されるとするならば、その者が手当を受ける資格を有することとなるときは、昭和51年度に限り、その者に手当を支給する。
- 3 前項の規定により手当を受けることができる者に関する改正後の条例第4条の規定の適用については、同条中「3万円」とあるのは、「1万円」とする。

附 則（昭和52年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第17号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月16日条例第34号）

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成11年2月5日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月7日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第24号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第99号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる認定の申請について適用する。

附 則（平成18年3月31日条例第23号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 平成21年度に支給する神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者（以下「平成21年度手当受給者」という。）については、改正後の第2条第1号ただし書及び第5号ただし書の規定は、適用しない。
- 3 平成21年度手当受給者で、平成22年4月1日において改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下「条例」という。）に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、平成22年度及び平成23年度に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の給付金（以下「特例手当」という。）を、年度を単位として、各年度の7月に支給する。ただし、平成23年度に支給する特例手当は、同日後1年間県内に引き続き住所を有していない者に対しては、支給しない。
  - (1) 改正前の条例第4条第1号に掲げる者 3万円
  - (2) 改正前の条例第4条第2号から第4号までに掲げる者 1万7,500円
  - (3) 改正前の条例第4条第5号から第7号までに掲げる者 1万2,500円
- 4 改正前の条例第7条から第9条までの規定は、特例手当について準用する。
- 5 特例手当の支給を受けた者に対して改正後の条例の規定により手当を支給する場合は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその年度に支給した特例手当に相当する額を控除して支給するものとする。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

ダウンロード

○神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年3月31日規則第24号）

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則

昭和44年3月31日  
規則第24号

改正	昭和44年8月29日規則第87号	昭和45年3月6日規則第17号
	昭和45年4月30日規則第49号	昭和47年3月31日規則第44号
	昭和48年3月31日規則第28号	昭和49年3月30日規則第31号
	昭和51年3月31日規則第33号	昭和52年7月26日規則第58号
	昭和56年3月31日規則第79号	昭和57年3月30日規則第21号
	昭和60年3月30日規則第24号	昭和61年3月28日規則第18号
	平成元年3月31日規則第44号	平成5年3月31日規則第49号
	平成6年3月31日規則第74号	平成8年3月29日規則第54号
	平成9年3月31日規則第50号	平成12年3月31日規則第76号
	平成12年6月20日規則第123号	平成16年3月30日規則第40号
	平成17年2月1日規則第11号	平成17年3月29日規則第79号
	平成22年3月30日規則第45号	平成24年3月30日規則第47号
	平成24年7月31日規則第88号	平成30年7月31日規則第65号
	令和元年6月25日規則第15号	令和元年7月30日規則第24号

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則をここに公布する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則

題名改正〔昭和47年規則44号〕

（認定の申請）

第1条 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「手当」という。）の受給資格についての認定の申請（以下「認定の申請」という。）は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えてするものとする。ただし、知事が特に認めるときは、これらの書類を省略することができる。

（1）受給資格者（条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し

（2）神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届（第2号様式）

（3）受給資格者が基準日（条例第3条第2項第1号に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日において20歳未満の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた障害児福祉手当（以下「例による障害児福祉手当」という。）に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第8条において準用する政令第4条及び第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。次号において同じ。）並びに例による障害児福祉手当に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかどうかについての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）

イ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）を有するとき  
は、次に掲げる書類

（ア）当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(イ) 当該控除対象扶養親族が例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第3項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（エに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

エ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第3項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

オ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書（第3号様式）

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額並びに例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（ウに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第4項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

エ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(5) 受給資格者が基準日の前日において20歳以上の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた特別障害者手当（以下「例による特別障害者手当」という。）に係る政令第11条及び政令第12条第4項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかどうかについての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）

イ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(ア) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(イ) 当該控除対象扶養親族が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第11条に規定する給付の支給を受けるときは、当該事実及び給付の額を明らかにすることができる証明書

エ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（オに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

オ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第4項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

カ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(6) 配偶者又は例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定す

る扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（例による特別障害者手当に係る政令第12条第3項において準用する政令第4条及び政令第12条第5項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。）

並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数について **の市町村長の証明書**

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第5項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（ウに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第5項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

エ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(7) 受給資格者が条例第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳その他当該受給資格者の障害の程度を証する書類の写し

(8) 受給資格者が条例第2条第5号本文に該当する場合にあつては、法第17条に規定する障害児福祉手当又は法第26条の2に規定する特別障害者手当の支給を受けていることを証する書類の写し

(9) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・平成17年11号・22年45号・24年88号・令和元年24号〕

第2条 認定の申請は、8月1日から当該年の9月10日までの間に行わなければならない。ただし、同日までに認定の申請をしなかつたことについて知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における認定の申請は、翌年の2月末日までの間に行わなければならない。  
一部改正〔昭和45年規則49号・平成22年45号〕

(代理申請)

第3条 条例第5条第2項の規定により介護者が受給資格者に代わつて認定の申請をする場合において、介護者が2人以上あるときは、当該介護者は、当該認定の申請をする者を1人定めなければならない。

2 前項の場合において、認定の申請をする者を定めることができない事情があるときは、当該認定の申請をすることができる介護者の順位は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、知事は、その順位を変更することができる。

(1) 配偶者

(2) 親権者

(3) 3親等内の親族

(4) 前3号に掲げる者以外の介護者

一部改正〔平成22年規則45号〕

(認定等の通知)

第4条 知事は、認定の申請があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、神奈川県在宅重度障害者等手当認定通知書（第4号様式）を当該受給資格者に交付するものとする。

2 知事は、認定の申請があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・56年79号・平成22年45号〕

(指定受取人)

第5条 認定の申請又は条例第12条第1項の規定による届出を行つた後手当の支給を自ら受領している受給資格者に手当を受領することができない事情が生じたとき又は条例第6条第3項の規定によ



り受給資格者に代わつて手当を受領している者（以下「指定受取人」という。）の死亡その他やむを得ない事情により指定受取人を変更しようとするときは、新たに指定受取人になろうとする者は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規定により新たに指定受取人になろうとする者の場合に準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第6条第3項」と、同条中「認定の申請」とあるのは「手当の受領」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 指定受取人がいる受給資格者が自ら手当を受領できるようになったときは、当該指定受取人は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成22年45号〕

（現況の届出）

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当現況届（第6号様式）に第1条各号に掲げる書類を添えて、基準日から当該基準日の属する年の9月10日までの間にするものとする。ただし、知事が特に認めるときは、同条各号に掲げる書類を省略することができる。

追加〔平成22年規則45号〕

（受給事由消滅届出書）

第7条 条例第12条第2項の規定による届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書によるものとする。

追加〔昭和49年規則31号〕、一部改正〔昭和56年規則79号・61年18号・平成22年45号〕

（住所等変更の届出）

第8条 認定の申請をした者（指定受取人がいる場合にあつては、当該指定受取人）は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（1） 認定の申請をした者又は指定受取人の住所又は氏名の変更

（2） 認定の申請をした者又は指定受取人が手当の支払を受ける銀行又は預金番号の変更

2 前項の届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書によるものとする。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成22年45号〕

（受給事由消滅等の通知）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を受給資格者に通知しなければならない。

（1） 受給資格者の手当を受けるべき事由が消滅したとき（死亡の場合を除く。）。)

（2） 条例第7条又は第8条の規定により受給資格者に手当を支給しないこととしたとき。

（3） 条例第10条の規定により受給資格者に手当を支給せず、又は条例第11条の規定により手当の支払を差し止めることとしたとき。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成17年79号・22年45号〕

（調査）

第10条 知事は、この規則に規定する申請書又は届出書の提出があつたときは、当該申請書又は届出書の内容その他必要な事項について、調査をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、第12条に規定する神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳に記載された内容について、必要な調査をすることができる。

追加〔平成17年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

（身分を示す証明書）

第11条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式とする。

一部改正〔昭和45年規則17号・49年31号・56年79号・61年18号・平成12年76号・22年45号〕

（受給台帳）

第12条 知事は、神奈川県在宅重度障害者等手当受給台帳を備え、必要な事項を記入するものとする。

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・平成12年76号・22年45号〕

附 則

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

- 2 昭和44年度における第4条の規定の適用については、同条中「4月30日」とあるのは「9月30日」とする。  
一部改正〔昭和44年規則87号・52年58号・57年21号〕
- 3 条例附則第4項の規定により、昭和44年7月に支払うべき手当は、認定の申請が、同年6月30日までにあつたときは同年9月に、同年9月30日までにあつたときは同年11月に支払うものとする。  
一部改正〔昭和44年規則87号・52年58号・57年21号〕
  - 附 則（昭和44年8月29日規則第87号）  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則（昭和45年3月6日規則第17号）  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則（昭和45年4月30日規則第49号）  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則（昭和47年3月31日規則第44号）
    - 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
    - 2 神奈川県在宅重度障害者手当支給条例の一部を改正する条例（昭和47年神奈川県条例第25号）による改正後の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）第2条に規定する重度障害者等に新たに該当することとなつた者に対する昭和47年度における第4条の規定の適用については、同条ただし書中「5月31日」とあるのは「6月30日」とする。  
附 則（昭和48年3月31日規則第28号）  
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
    - 附 則（昭和49年3月30日規則第31号）  
この規則は、公布の日から施行する。
    - 附 則（昭和51年3月31日規則第33号）
      - 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
      - 2 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例（昭和50年神奈川県条例第49号）附則第2項の規定により神奈川県在宅重度障害者等手当を受けることができる者に関する第7条の規定の適用については、同条中「1万5,000円」とあるのは、「5,000円」とする。  
附 則（昭和52年7月26日規則第58号）  
この規則は、公布の日から施行する。
      - 附 則（昭和56年3月31日規則第79号）  
この規則は、昭和56年6月1日から施行する。ただし、第14条の見出し及び同条第1項の改正規定（「手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給資格者」に改める部分を除く。）並びに第6号様式の改正規定（「証書番号」を「受給資格者番号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和57年3月30日規則第21号）
        - 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
        - 2 この規則による改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則（昭和60年3月30日規則第24号抄）
          - 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
          - 2 この規則の施行前に（中略）第6条から第10条まで、（中略）に規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において地区行政センター所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。  
附 則（昭和61年3月28日規則第18号）  
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
          - 附 則（平成元年3月31日規則第44号）
            - 1 この規則は、公布の日から施行する。
            - 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができ

る。

附 則（平成5年3月31日規則第49号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第74号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第54号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第50号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第76号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年6月20日規則第123号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第40号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月1日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第79号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第45号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第7号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第88号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成22年以前の年の所得に係る神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届及びその添付書類については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年7月31日規則第65号）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月30日規則第24号）

- 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(第1条関係) (用紙 日本産業規格A3横長型)

全部改正〔平成24年規則47号〕、一部改正〔平成30年規則65号・令和元年15号・24号〕

第2号様式

(第1条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・88号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第3号様式

(第1条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第4号様式

(第4条関係) (用紙 はがき)

全部改正〔平成22年規則45号〕

第5号様式

(第5条、第7条、第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第6号様式

(第6条関係) (用紙 日本産業規格A3横長型)

全部改正〔平成24年規則47号〕、一部改正〔平成30年規則65号・令和元年15号・24号〕

第7号様式

(第11条関係) (表) (縦6センチメートル 横9センチメートル)

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・51年33号・56年79号・61年18号・平成5年49号・12年76号・22年45号〕